

**国保**

**期限内に手続きを  
国民健康保険の加入、脱退**

国民健康保険の加入や脱退など、国保の資格に関する届出期限は14日以内となっています。社会保険証の交付を受けた場合など資格に変更がある場合は、速やかに手続きを行ってください。

手続きに必要な場合と必要書類は、次の通りとなっています。

▼国保加入の場合

**転入したとき**～転出先の市町村から交付された転出証明書

**退職したとき**～社会保険資格喪失証明書

**子どもが生まれたとき**～国民健康保険証

▼国保脱退の場合

**転出するとき、死亡したとき**～国民健康保険証

**就職したとき**～職場の健康保険証と国民健康保険証

▼その他の場合

**退職者医療の対象になったとき**

～年金証書と国民健康保険証

**転居、世帯主や氏名が変わったとき、世帯を分けたり一緒にしたとき**

～国民健康保険証

**保険証を紛失したとき**～本人を証明するもの(免許証など)

▼詳細 住民課国保年金係 (☎ 3-2467)

**その他**

**外地で勤務経験ある方は  
請求により賞状・金杯を贈呈**

平和祈念事業特別基金業務部では、外地(旧日本領土)などで勤務経験があり、加算年を含む在職年が3年以上の方、実在職年が1年以上の方に、内閣総理大臣名の

賞状・金杯を贈呈しています。

▼対象 旧軍人軍属で恩給などを受けていない方(請求済みの方は除く)

▼その他 請求書類は、保健福祉課福祉係にあります。

▼問合せ 同課福祉係(「ゆとろ」内・☎ 3-3019)

**講座**

**教えます  
食事・健康に関する㊟ワザ**

町食生活改善推進協議会では、実習・講話で楽しく食事・健康について学ぶことができる「ヘルスサポーター講座」を開きます。

▼対象 成人以上で先着30名(定員になり次第締め切ります)

▼日時 3月10日(月) 10時～15時

▼会場 ゆとろ(西町)

▼内容

◎体にやさしい簡単ヘルシー料理

◎肥満予防のあの手この手

▼参加費 無料

▼持ち物 三角巾・エプロン・筆記用具

▼申込期限 2月21日(金)

▼申込・問合せ 佐々木慶子(獅子内・☎ / FAX 6-2652)

**セミナー**

**受講ください  
町主催の労働セミナー**

▼日時 2月19日(水) 18時～20時

▼会場 役場第二庁舎(白樺町)

▼対象 事業主・従業員・一般

▼テーマ 「陽転思考で現状打破」～人が変わると地域が変わる～

▼講師 五十嵐仁氏(株)インタフェース代表取締役

▼受講料 無料

▼詳細 商工労政観光課(☎ 3-3129)

**福祉**

**利用の場合は申請を  
「支援費制度」のサービス**

現在、障害のある方への福祉サービスの内容や利用施設などは、道や町が決定する「措置制度」で決められていますが、4月からは利用者自身がサービスを選択

し、利用者と施設・事業者が対等な立場でサービスを利用できる「支援費制度」に変わります。

▼対象サービス 表の通り

▼申込・問合せ 保健福祉課福祉係(「ゆとろ」内・☎ 3-3019)

	居宅サービス	施設サービス
身障害者	身体障害者居宅介護	身体障害者更生施設
	身体障害者デイサービス	身体障害者療護施設
	身体障害者短期入所	身体障害者授産施設
知障害者	知的障害者居宅介護	知的障害者更生施設
	知的障害者デイサービス	知的障害者授産施設
	知的障害者短期入所	知的障害者通勤寮
	知的障害者地域生活援助	心身障害者福祉協会が設置する福祉施設
障害児	児童居宅介護	
	児童デイサービス	
	児童短期入所	

※「支援費制度」対象サービス以外については、従来と同様に利用できます。

税

お忘れなく  
軽自動車の廃車手続き

軽自動車税は、4月1日現在の所有者に課税されます。使用していない軽自動車を所有の方は、3月31日までに廃車手続きを済ませてください。

なお、軽自動車税は「月割課税」ではありません。手続きを忘れると1年分の税金を納めなければなりませんので、ご注意願います。

▼**廃車の手続き窓口** 表の通り

▼**詳細** 税務課税務係 (☎3-2332)

軽自動車の種類	廃車手続き先
原動機付自転車 (125 cc 以下)・小型特殊自動車	役場税務課税務係
軽4輪・バイク (126 cc ~ 250 cc)	札幌地区軽自動車協会 (札幌市北区新川5条20丁目1-20・☎011-768-3955)
バイク (251 cc以上)	札幌地区自家用自動車協会 (札幌市東区北30条東1丁目・☎011-721-8201)
大型トラクター	北海道運輸局札幌運輸支局 (札幌市東区北28条東1丁目・☎011-731-7165)

保健

女性を対象に実施します  
がん検診と骨粗しょう症検診

町では、子宮がん・乳がん・胃がん・肺がん・大腸がん、骨粗しょう症検診に加え、今年から、より詳しい検診の子宮エコー、マンモグラフィーが受診できます。

事前に申込みの上、この機会には是非受診ください。

▼**対象・検診内容・料金** 表の通り

検診名	対象	検診内容	料金
子宮がん	30歳以上	細胞診	1,000円
乳がん		(必要者に体部がん検診)	(200円)
胃がん	35歳以上	視診・触診	400円
肺がん	16歳以上	バリウムによるX線撮影	1,000円
		胸部X線撮影	無料
大腸がん	40歳以上	(必要者に喀たん検査)	(800円)
大腸がん	40歳以上	便の潜血反応検査	500円
骨粗しょう症		(事前に検査セットを郵送します)	
骨粗しょう症	30~59歳	X線による腕の骨密度測定	500円
子宮エコー	30歳以上の希望者	超音波による子宮筋腫などの確認	1,000円
マンモグラフィー	40歳以上の希望者	X線による乳房の撮影(2年に1回)	2,600円

※当別町国民健康保険加入者、生活保護を受けている方は、子宮エコー・マンモグラフィー以外の検診については無料です。

年金

転職、退職、結婚などの際は  
「種別変更」の手続きを

国民年金の加入者は、3つの「種別」に分かれており、転職、退職、結婚などにより種別が変わる場合は、その都度、手続きが必要です。

①**第1号被保険者** 自営業者やその配偶者、大学生、専修学校生など(第2号、第3号被保険者に該当しない方)

②**第2号被保険者** 会社員や公務員(厚生年金、共済組合に加入している方)

③**第3号被保険者** 第2号被保険者に扶養されている配偶者

■**手続きについて**

◎退職などにより第1号被保険者に該当する場合は、自身で役場国保年金係で手続きをしてください。

◎会社に就職(第2号被保険者に該当)した場合は、会社が手続きをします。事業主へ年金手帳(基礎年金番号通知書)を提出してください。

◎第3号被保険者に該当する場合は、手続きは、配偶者(第2号被保険者)の勤務先の事業主を経由して、届書を社会保険事務所へ提出します。

※手続きの際には、年金手帳(基礎年金番号通知書)が必要です。

■**国民年金保険料の納付は、安心・便利・確実な「口座振替・自動払込」で!**

役場窓口年金相談日

2月19日・26日、3月12日の水曜日

役場1階住民課国保年金係へお気軽にお越しください。

年金保険相談所の開設

主催 札幌北社会保険事務所

日時 2月20日(木) 10時~15時

場所 商工会館(錦町)